労働安全衛生規則及び労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則の一部を改正する省令

（労働安全衛生規則の一部改正）

第一条　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表第九（第九十二条の三関係）

工事又は仕事の区分	資格
別表第七の上欄第十号に掲げる機械等に係る工事	一　次のイ及びロのいずれにも該当する者 イ　次のいずれかに該当する者 (1)　（略） (2)　建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第四条第二項に規定する一級建築士の免許を受けることができる者であること。 (3)　（略） ロ　（略） 二・三　（略）
別表第七の上欄第十二号に掲げる機械等に係る工事	一　次のイ及びロのいずれにも該当する者 イ　次のいずれかに該当する者 (1)　（略） (2)　建築士法第四条第二項に規定する一級建築士の免許を受けることができる者であること。 (3)　（略） ロ　（略） 二・三　（略）
第八十九条第一号に掲げる仕事及び第九十条第一号に掲げる仕事のうち建築の仕事（ダムの建設の仕事を除く。）	一　次のイ及びロのいずれにも該当する者 イ　次のいずれかに該当すること。 (1)・(2)　（略） (3)　建築士法第四条第二項に規定する一級建築士の免許を受けることができる者であること。 ロ　（略） 二・三　（略）
（略）	

改正前

別表第九（第九十二条の三関係）

工事又は仕事の区分	資格
別表第七の上欄第十号に掲げる機械等に係る工事	一　次のイ及びロのいずれにも該当する者 イ　次のいずれかに該当する者 (1)　（略） (2)　建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十二条の一級建築士試験に合格したこと。 (3)　（略） ロ　（略） 二・三　（略）
別表第七の上欄第十二号に掲げる機械等に係る工事	一　次のイ及びロのいずれにも該当する者 イ　次のいずれかに該当する者 (1)　（略） (2)　建築士法第十二条の一級建築士試験に合格したこと。 (3)　（略） ロ　（略） 二・三　（略）
第八十九条第一号に掲げる仕事及び第九十条第一号に掲げる仕事のうち建築の仕事（ダムの建設の仕事を除く。）	一　次のイ及びロのいずれにも該当する者 イ　次のいずれかに該当すること。 (1)・(2)　（略） (3)　建築士法第十二条の一級建築士試験に合格したこと。 ロ　（略） 二・三　（略）
（略）	